1966 年 3 月 30 日第 3 種郵便物認可　毎月 1 回 1 日発行　2026 年 2 月 1 日 931 号

2026. 2 No.931

News Paper

石油のためのアメリカンファースト、裏庭は俺のものだ。この身勝手な米国の行動に「国際法違反だ」という批判は確かに広がりはした。ベネズエラへの軍事侵攻の 2 日後に開催された緊急国連安全保障理事会で、米国の経済学者ジェフリー・サックス教授が極めてまっとうな批判を展開している。

「ベネズエラ政府の性質についてではなく、国連加盟国が、武力、威圧、あるいは経済的締め付けによって、一国の内政に干渉する権利を有するか否かだ。国連憲章第 2 条 4 項を維持するのか、放棄するのか、その決定が迫られている」と。

自由と民主主義を守るため、共産主義の脅威という崇高な理念に基づいたものから、銅、バナナ、海路、原油などあからさまな物質的自己利益を含めたものまで、そのための身勝手な行動が歴史に刻まれている。

何も米国だけではない。ヨーロッパ諸国の、そして台頭してきた大国…の身勝手さ。

世界の真ん中で咲き誇る我が祖国ニッポンはどこに立つのか。

Jeffrey D. Sachs のホームページ：https://www.jeffsachs.org/
「Time for US to stop violating UN charter」の記事を参照。

もくじ

朝鮮学校の高校・幼保無償化適用を求めて……2
「スパイ防止法」・私たちの原理原則……4
三沢における反基地運動の継続を（下）……6
国共内戦の「化石」化が中・台両岸民衆の願い（下）…7
賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶ……8

発行 :〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 フォーラム平和・人権・環境／原水爆禁止日本国民会議 定価 :1 部 200円 年間 2000円 (送料込) e-mail: office@peace-forum.top
郵便振替 :00160-1-71756　発行人 : 染裕之　TEL. 03(5289)8222 FAX. 03(5289)8223　http://www.peace-forum.com　http://peace-forum.com/gensuikin/

朝鮮学校の高校・幼保無償化適用を求めて―朝鮮学校保護者にきく

プロフィール　宋恵淑（そん・へすく）さん
在日本朝鮮人人権協会の事務局スタッフ。東京都内の朝鮮学校に３人の子どもを通わせている保護者。

ーはじめに、普段の活動についてお聞かせください。

在日朝鮮人の権利擁護と生活向上のために 1994 年に結成された在日本朝鮮人人権協会（人権協会）という団体のスタッフとして活動しています。主な活動はまず、在日朝鮮人が日本社会で直面する法律上、生活上のさまざまな問題、たとえば結婚の際に日本の役所に提出する必要書類などの相談事について、弁護士や社会福祉士などの有資格者会員の力を借りながら対応しています。そして、朝鮮学校が高校無償化、幼保無償化などの制度から除外されている問題をはじめ、日本政府や行政による差別是正にも取り組んでいます。

ー現在の活動に携わるようになったのは、どんなきっかけがありましたか。

私が朝鮮高校に通っていた 1990 年代の状況が関係しています。1945 年 8 月の、私たちからすると解放後も一貫して日本政府による差別にさらされている朝鮮学校ですが、1990 年代には高体連などの各種のスポーツ大会や音楽コンクールへの出場の門戸が開かれたり、補助金を支給する自治体が増えるなど、さまざまな面で権利が獲得されるようになりました。ところが、国庫からの補助は一切実現していませんでした。そしてその時期、朝鮮の「核疑惑」「ミサイル発射」などに端を発し、女子生徒が着用していたチマチョゴリ制服が切り裂かれるなど朝鮮学校の児童生徒に対する暴言・暴行事件が日本各地で多発しました。私も登下校時に暴言を浴びたり、道で突き飛ばされたことが何度もありました。

こうしたなか、朝鮮学校の関係者が国連の人権に関わる機関に働きかけて、朝鮮学校の子どもたちへの暴言・暴行事件の再発防止と権利拡充につなげようという取り組みを行うようになりました。そうした活動に触れて、かつての植民地時代に朝鮮の言葉や文化、名前さえも奪ったことに対する原状回復としての民族教育の保障、差別と暴力の根絶を、国際的な植民地主義の克服や人権の尊重と保護促進の潮流に沿って訴えることの意義を感じ、人権に関わる活動に携わるようになりました。

ー日本人ファーストが叫ばれるなど、外国人に対する排他的な現状をどのように見ていますか。

非常に危険だと思います。ただ、排外主義的な主張は何もないところから突如として現れたわけではないと感じています。10 年以上前に流行語にもなった「ヘイトスピーチ」が路上で叫ばれたことも記憶に新しいですが、植民地時代から今に至るまで朝鮮人は常に排外主義のターゲットとされてきましたし、日本政府による朝鮮学校政策が排外的でなかったことはありません。近年は差別の矛先が「外国人」全般に拡がっているとも感じています。

それでも、私が学生の頃は朝鮮学校生へ暴言・暴行をする人がいた反面、声をあげて守ってくれる方も少なからずいたので、チマチョゴリ制服を着て外を歩けました。しかし、2002 年の朝日首脳会談後、「拉致問題」が喧伝され、「北朝鮮フォビア」が蔓延したことで、「朝鮮」とつくものなら何をしてもいいんだ、といった恐ろしい空気が漂っています。今では朝鮮学校の生徒とわかるものを隠して通学せざるを得なくなりました。子どもたちもこのような空気を察し、家庭では「オンマ」（お母さん）と呼ぶのに、外では「ママ」と呼び、自らが朝鮮人であることを隠したり、「電車の中で朝鮮語の教科書を開いちゃだめだ」というふうに警戒しているんです。

次女が初級部の頃に、学校から帰ってくるなり泣きながら私に抗議したことがありました。「どうして私に朝鮮人丸出しの名前を付けたのか。友だちが私の名前を呼んでくれない」と。とてもショックでした。本来は感じる必要のないストレスや恐怖のなかで、子どもたちがどれだけ傷つけられているのでしょうか。子どもたちがまったく関係ない政治・外交的な理由で苦しめられているのをみるのはとてもつらく、また、そのような状況をどうすることもできないことに責任を感じています。

「朝鮮」とつくものには何をしてもよいという非常に危険で誤った空気が、外国人差別の容認や推奨というような、ますます恐ろしいレベルに達してしまわないようにしなければなりません。大変厳しい状況ですが、私たち在日朝鮮人には、日本の方々やほかの外国籍の方々と連帯してともに権利を勝ち取り、状況を改

善させてきた歴史があります。この経験を共有し、今後も共闘していければと思います。

ー昨年 12 月、「金曜行動」が 600 回目を迎えたのに合わせ、文科省要請に行きました。改めて、文科省や日本社会に訴えたい思いは何ですか。

金曜行動が 600 回も積み重ねられているのは、子どもの学びというあたり前の権利が侵害され、子どもたちの尊厳が傷つけられているからです。文科省に対しては、あたり前の権利のためにわざわざ出向かなければならないという不条理さについて何も感じないのかと問いたいです。お金がほしいわけではありません。これからも私たちの訴えが真摯に受け止められるまで声をあげ続け、何度でも要請に行きます。

解放から 80 年、戦後 80 年が経ちましたが、日本では人権、歴史教育がなされていないと強く感じます。要請に応対する文科省の若い役人もなぜ朝鮮学校が日本にあるのか、なぜ私たちが民族教育の保障を求めているのか、わかっていませんし、わかろうともしない。議員であっても要請時に朝鮮学校の保護者だと伝えたら「いつ北朝鮮から来たんですか？」と言う人が少なくありません。歴史の断絶が起きているなかで、知ることから始めるべきだと思います。みなさんもぜひ一度、朝鮮学校を訪れてみてください。

ー高校、幼保無償化の適用など、朝鮮学校に対する処遇を改善するにあたって、日本社会に求められていることは何でしょうか。

これからもともに声をあげてほしいです。高校無償化除外に続き幼保無償化も朝鮮幼稚園が対象外とされました。ここでなんとかしないと、日本政府の意のままに朝鮮学校がなくなってしまいかねない。そこで、与野党関係なく政党・議員要請を連日行いました。朝鮮幼稚園への幼保無償化適用を求める 100 万人署名を行ったところ、鹿児島県や山形県などの朝鮮学校（幼稚園）がない地域からも、多くの団体や個人から署名が寄せられました。これらの活動には平和フォーラムの心強く、力強い協力がありました。こうした当事者と心ある日本の皆さんとの連帯の力によって、幼保無償化制度の次善策が朝鮮幼稚園にも適用され、朝鮮幼稚園の保護者に対し日本の国庫からも支援金の一部が拠出されています。

2013 年 4 月、安部政権による高校無償化からの朝鮮高校排除の不当性について訴えるため国連・社会権規約委員会対日審査に参加

今年 4 月から私立高校に通う生徒への支援が始まり、高校授業料の実質無償化が実現しますが、朝鮮学校を含む外国人学校は対象外にされる方向です。「実質無償化」「子育て支援の拡充」などとうそぶいていますが、朝鮮学校や外国人学校にとっては無償化どころか負担増大、差別の拡大にほかなりません。それが嫌なら日本の学校に通えばいいと言われることがありますが、朝鮮学校があり、今も外国人学校が新設されているのは、日本の学校では学べないことを教えてくれるからです。排外主義に抗い、外国人学校やその子どもたちを守り支えることが日本社会をより豊かにすることにつながるのではないでしょうか。

私の子どもたちが通う朝鮮学校は、日本の小学校と科学実験発表会やクラブ交流、絵画交換などの交流活動を行っています。ともに学び、ともに笑い合う活動を通して、子どもたちは日本社会で恣意的につくられた「朝鮮」というフィルターなしに接することができます。こうした日常的に接する場や機会を日本社会全体でつくり、外国人排斥の流れを止め、互いの違いや共通点を尊重し、関係を育んでいくことが必要だと思います。

ーさまざまな事情で、日本学校への入学を選択した在日朝鮮人保護者たちもいるかと思います。その方たちの気持ちをどのように受け止めていますか。

通える範囲に朝鮮学校がなかったり、金銭的な問題や進路選択上の理由で日本学校への進学を選ぶ家庭も少なくありません。そこで気になるのは、日本学校のなかで子どもたちが、朝鮮人としての、ありのままの自分を発揮できているのかという点です。多文化共生などと言われながらも、画一的なものが求められがちな日本の学校教育のなかで、自らのルーツや出自を肯定的に受け止めることができず、一歩引いて過ごさざるを得ない場面があるのではと思います。日本社会に多様なルーツを持つ子どもたちがますます増えるなかで、子どもたちそれぞれの文化や歴史、言葉などを体験したり、学べる時間・空間を日本の学校教育のなかに築くことが必要ですよね。

朝鮮学校にしろ、日本学校にしろ、ほかの外国人学校にしろ、どこへ通っても、在日朝鮮人の子どもを含む日本社会のすべての子どもたちがいきいきと自分らしく生きられる社会を実現するために、これからも平和フォーラムをはじめとした日本の皆さんと力を合わせて声をあげ続けます。

「スパイ防止法」・私たちの原理原則

日本体育大学教授　清水雅彦

はじめに

1980年代に統一協会と自民党が制定を目指しながら、それを上回る反対運動の力で潰した「スパイ防止法」。この制定を目指す動きがまた出てきた。1980年代の推進政党は他に民社党であったが、今回は維新の会・国民民主党・参政党も加わっている。また、1980年代は広範な市民団体以外に日弁連や新聞協会も反対したが、今回、新聞協会は反対しないであろう。となると、今回は与党が国会に法案を出した後の反対運動はかなり厳しい。早くからの反対運動構築の参考になればとの観点から、以下検討してみたい。

最近の制定に向けた各政党の動き

まず与党であるが、自民党は昨年5月27日に「治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会」（会長：高市早苗衆議院議員）が「スパイ防止法の導入に向けた検討も推進すべきである」とする「『治安力』の強化に関する提言」を石破首相に提出した。

維新の会は、以前から「政策提言　維新八策」の中で「インテリジェンス」機関の創設と「スパイ防止法」制定をうたい、昨年10月1日に「インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース（TF）」が中間論点整理を公表している。この中で、内閣情報調査室の国家情報局への格上げ、独立した対外情報庁の創設、スパイ防止基本法の制定をうたった。

そして、昨年10月20日に自民党･維新の会が「連立政権合意書」を結び、「インテリジェンス・スパイ防止関連法制」の検討開始と法案策定を盛り込む。

一方、野党は参政党の神谷宗幣代表が昨年7月14日の街頭演説で、「（政治家・官僚・法律家・メディアの一部の人たちなど社会の中枢に入っている極左の考え方を持った人たちについて）これを洗い出して、極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけないと思います、私は。これを洗い出すのがスパイ防止法です」と発言した。11月25日には「防諜に関する施策の推進に関する法律案」と秘密保護法等一部改正案（内閣情報調査局の設置、対外情報庁の設置検討、外国への漏洩の加重処罰など）を臨時国会に提出する。

国民民主党も昨年11月26日にインテリジェンス態勢整備推進本部の設置などを内容とする「インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案」を提出した。

これまでの「スパイ」防止と秘密を守るための法制

ではこれまで、どのような法律と体制があったのか。戦前は日本が戦争をしていたので、「スパイ」の取締が必要であった。具体的には、刑法に間諜罪を設け、軍機保護法（1899年、1937年全面改正）や国防保安法（1941年）を制定する。そして、特高警察や憲兵が「スパイ」の取締をした。ただ、開戦の1945年12月8日に起きた「宮澤・レーン事件」のように、外国人と接点のあった「スパイ」ではない日本人も弾圧された。

この戦争の反省から戦後は日本国憲法を制定し、日本は戦争を放棄し、軍隊の保持を否定する。しかし、戦後も米軍が日本に残り、日本が再軍備したことにより、これらの秘密を守る体制が必要になった。そこで、自衛隊法に守秘義務規定を置き、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA秘密保護法）で特別防衛秘密の探知・収集・漏えい罪を設け、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法で合衆国軍隊の機密探知・収集・漏えい罪を置くことになる。

1980年代の「スパイ防止法」問題

戦後もこのような法律と体制がありながら、日本国内で「スパイ防止法」の制定を目指して熱心に活動してきたのが統一協会である。統一協会は1979年にスパイ防止法制定促進国民会議を結成し、地方から草の根運動を展開した。具体的には、都道府県・市区町村議会へ陳情書を提出し、「スパイ防止法」制定促進決議を挙げさせ、1987年7月までに全3323自治体中53.9％の1790議会が決議したのである。

そしてこのような運動も受け、1985年6月に国会に「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」（推進派は「スパイ防止法案」と表現したが、批判派は「国家秘密法案」と表現した）が自民党の議員立法として提出される。これはスパイ以外の広範な取締規定があり、広範な外交と防衛に関わる秘密を国家秘密にし、この指定は曖昧で、なんといっても漏洩した場合の罰則の最高刑は死刑であった。そのような内容に、「はじめに」で触れたように各方面から猛烈な反対の声が上がり、同年12月に廃案となる。その後も統一協会は国家秘密法案に反対する政党・弁護士・市民団体を攻撃し、自民党は批判の強かった部分などを修正して制定を狙ったが、結局、国会に法案を提出できなかった。

アメリカサイドからの秘密保全の要求

このように、1980年代は国家秘密法案の制定はできなかったが、国家の秘密保全のための体制整備を求める声がそれ以前からアメリカから出されていた。1970年代には、「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）を締結し（1978年）、この中でアメリカ

製武器の購入や共同演習に伴う情報の保全責任がうたわれる。2000年の「アーミテージ報告」では機密情報を保護する法律の立法化が要請された。

そして、2001年のアメリカにおける「9･11事件」を受けて、同年に自衛隊法が改正され、防衛秘密規定が挿入された。これは広範な防衛秘密指定を行い、防衛秘密取扱業務従事者・従事経験者の故意の漏えいを五年以下の懲役などにすることが可能になる。したがって、これにより国家秘密法の狙いが部分的に実現したと言える。

さらに、2007年の「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（GSOMIA）」の締結で、アメリカと同等の秘密軍事情報の保護措置や秘密軍事情報取扱資格（セキュリティ・クリアランス）の実施が求められた。これを受けて、麻生政権、民主党政権で秘密保全法案の検討が行われるのである。

秘密保護法と経済安保情報保護・活用法

そして、安倍政権の2013年に、「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）が制定された。これは、①防衛、②外交、③特定有害活動の防止、④テロリズムの防止に関する情報を「特定秘密」とし、取扱業務者による故意又は過失による漏えい行為や知得者の故意又は過失による漏えい行為、欺き・暴行・脅迫、窃取、施設への侵入、不正アクセス等による取得行為などを罰するものである。漏洩に対する罰則の最高刑は懲役10年以下となった（2025年6月から懲役・禁錮は拘禁刑に一本化された）。

この秘密保護法上の行政機関28機関のうち、特定秘密の指定権限を有する行政機関は20機関あり、2025年6月末で13行政機関が835件（項目で1件）指定している（防衛省479件、警察庁61件、外務省45件など）。適性評価については、2024年中26機関が実施し、全体で3万5839件（行政機関の職員等への実施件数が3万4998件、適合事業者の従業者への実施件数が841件）となっており、特定秘密の取扱業務を行うことができる者の数は14万1723人に達している。

また、2024年には「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（経済安保情報保護・活用法）が制定された。これは重要経済基盤保護情報のうち、重要経済安保情報と特定秘密を保護するもので、前者の漏洩は5年以下の拘禁刑など、後者の漏洩は秘密保護法を適用するものである（10年以下の拘禁刑など）。適性評価は広く民間企業従業員や大学等の研究者も対象となる可能性があり、昨年5月に施行されている。

今、「スパイ防止法」が本当に必要なのか？

以上のように、既に日本には国家秘密を守るための法律が十分整備されている。もちろん、人権上問題のある秘密保護法などは廃止する必要がある。にもかかわらず、「スパイ防止法」が必要なのか。昨年、山本太郎参議院議員の「『日本はスパイ天国』という評価及び『スパイ防止法』制定に関する質問主意書」に対して、政府は8月15日に答弁書で、「……御指摘のように『各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家である』とは考えていない。……」と回答した。

秘密保護法は特定有害活動（スパイ活動）を規制しているし、不正アクセス等による取得行為や共謀・教唆・煽動はスパイ行為にも適用可能であると思われる。しかし、新たに制定を目指すのは、外国通報目的の漏洩罪の新設や重罰化、中央の諜報機関設置のためだと思われる。ということは、日本も「敵国」を想定してスパイ活動をしていくということである。しかし、平和憲法の下でそのような「戦争する国」になることは許されない。

また、先に紹介した昨年7月の神谷参政党代表発言であるが、「スパイ防止法」で政治家などの極左思想を排除するというのは普通考えられない。ただ、1989年までイギリスのBBCはMI5の協力を得て、秘密裏に職員採用に際してセキュリティ審査を実施し、英国共産党・社会主義労働者党・労働者革命党・ミリタント派などの極左と、国民戦線・英国国民党などの極右の構成員や関係者を採用しないようにしていたことが明らかになっている（茂田忠良「セキュリティ・クリアランスと英国BBC」『月刊治安フォーラム』2025年10月号）。すなわち、神谷代表発言を侮ってはいけない。

創意工夫しながら反対運動を

世論も推進派の宣伝の影響から、「スパイの取締なら必要」「反対するのはスパイだけ」と考えるかもしれない。しかし、政府が「安保3文書」で中国を事実上「脅威」と見なしている中、中国人観光客を相手にする宿泊・観光業、中国との取引がある商社、中国に工場がある製造業などの関係者が、当局が日本の「敵」「スパイ」と見なした人物に接したことで、一方的に「スパイ」にされる可能性がある。一部の人だけの問題ではない。

そこで、批判する側も訴え方を工夫してほしい。1980年代は「スパイ防止法」を「国家秘密法」と表現したことで危険性を上手く伝えることができた。同じように、「通信傍受法」を「盗聴法」、「平和安全法制」を「戦争法」と表現した。そうすると、今回は「特定思想排除法」「敵味方分断法」「非国民創出法」「スパイ養成法」「戦争準備法」と言える。「戦争する国」とセットの「スパイ防止法」は平和憲法に反し、不要である。　（しみず まさひこ）

追記：脱稿後、衆議院の解散・総選挙が決まった。自民党と維新の会の議席を減らすことで、「スパイ防止法」制定も食い止めることができる。

三沢における反基地運動の継続を（下）

青森県平和推進労働組合会議　畠山正蔵

米軍と自衛隊に訓練中止を申し入れ

私たち青森県平和推進労組会議では、騒音や環境破壊など公害問題、墜落など事故への懸念、日米軍事一体化への危惧などを背景に、青森県・三沢市、防衛省、米軍に対して抗議・要請行動を継続しています。

とりわけ、騒音問題については、基地に隣接する住民の８割が転居を希望するほど深刻です。住民からは「テレビも電話も、訓練なんかあればまったく聞こえないです。もうとても人が住める状況じゃない。したがって若い人が入ってこなくて高齢化、空き家・空地ばかり増える。地域の崩壊です。はやく（移転を）やってもらわなければ困る」「すごいですよ F-35 の騒音は。ものすごい音です。住んでみれば分かりますけど、住める状態じゃない。一刻も早く移転とか実現していただければ」といった声があがっています。

こうした現状を踏まえ、昨年は５月に、事前に滞在期間などを明らかにしないまま４月中旬に飛来し、１カ月も居座り続けた B-1B 戦略爆撃機を含めた米軍機と自衛隊機の共同訓練の中止に関する申し入れを行いました。

①この共同訓練の期間中に B-1B 戦略爆撃機が滑走路で立ち往生するトラブルの発生で民間航空機の欠航が発生したこと、②米空母「ジョージ・ワシントン」の艦載機の着陸訓練（FCLP）が天候または不測の事態により三沢飛行場で行われることが明らかとなったこと、③青森県知事が米軍と政府に対して再三にわたり口頭や文書で訓練を三沢飛行場で行わないよう申し入れているにもかかわらず、一度も解決したことがなかったことなどから、このたびの申し入れの実施にいたりました。

米軍に対しては、事前に訓練期間や内容について明らかにすること、住宅地近くで実施される艦載機着陸訓練の取りやめ、日本の航空法や環境法令を守り、住宅などの密集地上空での飛行禁止と日米地位協定を見直すことを申し入れました。防衛省に対しては、米軍への申し入れ内容とあわせて、三沢基地に配備されている T-4 練習機の機数と安全性をめぐるデータの公表を求めました。県に対しては、米軍および防衛省に申し入れた内容を政府にも求めるよう訴えました。しかし、米軍および防衛省からは、これまで同様に何の応答もない状態が続いています。

地域に浸透する米軍・自衛隊

私たちは、各共闘団体とともに、平和憲法を守る街宣行動や県内における各種平和集会・デモ行進などにおいて、これらの抗議・要請行動に触れながら、日米地位協定の見直し、住民の生活を脅かす政府の軍拡路線に反対する旨を県民に訴えています。

申し入れも含めたこれらの行動については、たびたび地元のマスコミで取り上げられ、県民に知らされています。しかしながら、基地に反対する大きな流れが沸き起こる状況にはつながっていない現状にあります。その要因としては、三沢市が「基地との共存共栄」を掲げて米軍・自衛隊との「相互理解と交流」をはかり、経済的・文化的な関係を強めていることが挙げられます。米軍や自衛隊による三沢市や地域のイベントへの参加、国際交流事業、地域経済への貢献など多岐にわたっています。騒音問題や事件・事故など課題も抱えつつ、連絡協議会を通じて「対話」を進め、良好な関係を維持・発展させようとする姿勢であり、他の「基地の街」の状況とは対照的という評価もあります。

戦後 80 年の間、三沢基地が外国の軍隊に攻撃されたことはありませんでした。しかし、81 年前の戦争終結の間際にあった三沢基地に対する米軍の爆撃や、ロシアとウクライナの戦争でも明らかなように、有事の際に軍事基地は当然ながら標的にされ、周辺地域は巻き添えになります。また、使用済み核燃料の再処理工場など六ヶ所村の核燃料サイクル関連施設は、三沢基地や訓練場に隣接する地域にあり、航空機の墜落や部品の落下といった事故の発生が不安視されています。

三沢基地と関連する各施設の危険性は、軍事的な事項であるが故にあまり知られていない状況にあります。今一度、基地問題に関するフィールドワークなどを通じて、どの施設がどのような役割を持ち、そしていかに危険であるかをまなぶ必要性を感じています。そのことを多くの人々に伝え、誰もが安心して暮らせる平和な社会をめざして各職場の組合員や地域の人々とともに反基地運動を継続します。

（はたけやま しょうぞう）

三沢基地への申し入れ行動

国共内戦の「化石」化が中・台両岸民衆の願い（下）

弁護士　内田 雅敏

６　戦争を知らない勇ましい世代

台湾有事について兼原信克元国家安全保障局次長は以下のように勇ましく発言する。

「台湾有事である。米国政府はあらゆるインテリジェンスを駆使して、中国人民解放軍の動向を監視している。人民解放軍が台湾侵略に動けば、米国は在日米軍を使って直ちに作戦行動に入るであろう。首相は、武力攻撃事態法に従って存立危機事態を認定し、自衛隊に防衛出動を下令することになる。

日々、血の滲(にじ)むような訓練を繰り返している自衛隊員は、素晴らしい働きを見せるであろう。日本国民の命を自らの命より優先することを受け入れた自衛隊員たちが続々と飛び出していく。その多くは家族を残して戦場に向かう」（２０２５年９月２４日『産経・正論』「戦時内閣」の基本方針を立てよ）。

一旦、戦端が開かれたならばどのような事態を招来するか、想像力の欠如したあまりにも軽々しい発言だ。日本に対する武力攻撃がないにも拘わらず、自衛隊を出動させるようなことは絶対にしてはならない。その意味で、台湾有事について「存立危機事態になり得る」という高市総理の軽はずみな発言は兼原元国家安全保障局次長発言と同様、いたずらに中国政権を挑発するものだ。横須賀、米原子力空母ジョージ・ワシントンの艦上で、トランプ米大統領と共に飛び跳ねている場合か。２０１６年、外務、防衛両省や自衛隊の幹部との防衛大綱改定に向けた初の事前協議で、安倍首相（当時）は、開口一番「君たち、中国に勝てるだろうな」と質したという（２０２３年1月３日毎日新聞）。２０２３年８月訪台した麻生太郎自民党副総裁が、「戦う覚悟」とぶち上げ、中国が激しく反発したことはまだ記憶に新しい。安倍を師とし、麻生を後ろ盾とする高市首相だ。被爆国日本の国是「非核三原則」の見直しなど、とんでもない話だ。「政治の中枢に戦争体験者がいる間は大丈夫だ。問題なのは、戦争体験者がいなくなった時だ」と言ったのは故田中角栄元首相だった。

７　何故、台湾問題は中国共産党政権の核心的利益に触れるのか

中国共産党政権は中国人民の選挙によって選出された政権ではない。政権の正統性の根拠は、抗日戦争の勝利（実際に抗日戦争を最もよく戦ったのは共産党ではなく国民党であった）国共内戦の勝利にあるとされる。上記根拠のうち②は未完であり、台湾の「解放」によって完結ということになる。台湾が中国から離脱して独立するとなると、中国共産党政権正統性の根拠の一角が崩れることになり、中国共産党としては絶対に容認できない。このことを理解しなければならない。

８「敵対的相互依存関係」の陥穽に嵌るな

１０月３１日、高市首相は習近平主席と会談し「戦略的互恵関係」の推進と「建設的かつ安定的な関係」を構築することで一致したという。

高市首相は、日中間の基本文書の一つによる〈「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中同声明〉（２００８年、福田康夫首相･胡錦涛主席）では、「（日中）双方は互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならない」ことを確認したうえで、「（１）日本側は、中国の改革開放以来の発展が日本を含む国際社会に大きな好機もたらしていることを積極的に評価し、恒久の平和と共同の繁栄をもたらす世界の構築に貢献していくとの中国の決意に対する支持を表明した。（２）中国側は、日本が、戦後６０年余り、平和国家としての歩みを堅持し、平和的手段により世界の平和と安定に貢献してきていることを積極的に評価した」（同声明４項）と、日中の首脳が互いにエールの交換をしていたことを知っているのか。

もちろん、問題は日本側だけにあるわけではない。胡錦涛政権と異なり、「強国」を標榜する習近平政権は、対内的に香港、ウイグル地区などで人権弾圧を強め、対外的には「戦狼外交」とも称される南シナ海における島嶼の埋め立てなどにより周辺諸国との間に緊張をもたらしている。

今、日中の軍拡派は互いに不信を投げつけ合うことによって自己の勢力を増大させようとしている。中国の軍拡派は高市首相の挑発を「待ってました」と受け止め、あらゆる方法を使って対日強硬策を強めてくるであろう。福田円法政大教授は、「習近平にとって本当の脅威は米国であるが、関係を緊張させるのはリスクが高い。しかし、党内や国内の状況を考えれば、国家安全保障上の危機を適度に演出することは好都合である。そのターゲットとして歴史問題を抱える近隣国で、米国の同盟国でもある日本は最適ではないか」（２０２５年１２月２５日付毎日新聞）と指摘する。「敵対的相互依存関係」の陥穽に嵌ってはならない。１９７２年９月２５日、北京空港で初めて周恩来総理と会った田中首相は、「私は、永い民間交流のレールの上に乗って、今日ようやくここに来ることが出来ました」と言ったという。大平外務大臣も前記国会報告で「日中国交正常化はもとより政府のみの力によって成就したものではありません。この際，わたくしは，これまで長きにわたって日中の交流と国交の正常化に尽力をおしまれなかった与党，野党の関係者をはじめ，各界の先達に対し，深い敬意と感謝を表明いたします」と述べた。「以民促官」、民間交流が政府を動かした。「飲水思源」、日中友好に尽力した先人たちに思いを馳せよう！　（うちだ まさとし）

〔映画紹介〕

『宝島』

沖縄戦の後の米軍の占領下の沖縄が舞台です。米軍基地に忍び込み、物資を奪う戦果アギヤーのリーダー“オンちゃん”が米軍に追われて消息不明となり、残された３人の若者たち、“グスク”は琉球警察の刑事として、“ヤマコ”は小学校の教師として、“レイ”は戦果アギヤーを源流とするヤクザとして、それぞれ“オンちゃん”の影を追い続けます。彼らの物語に、米軍の支配下で発生するさまざまな事件・事故による苦難と葛藤、そして人々のたたかいなど、沖縄の歴史が重ねられます。女性をレイプ・殺害しても、交通事故で市民を轢殺しても米兵が罰せられることはなく、人々の怒りはやがて 1970 年 12 月のコザ暴動として爆発します。路上にあふれ出た人々は米軍人の車をひっくり返し、焼き討ちし、やがて米軍基地になだれ込みます。

同じ夜、米軍基地から奪った毒ガスを掲げ、武器を取って決起を呼びかけるレイに、グスクは「こんなことをしても何も変わらない！」と叫びます。レイは「こんなことでもしないと何も変わらない！」と応えます。人々が強いられた苦難と辛酸を振り返るとき、どちらの思いも痛いほどに分かります。

映画そのものは“オンちゃん”をめぐるストーリーの回収に若干の無理やり感が残りますが、コザ暴動のシーンと、原作にはないレイとグスクのやりとりを通じて、私たちに「何をしたら“変わる”のか」を問いかけています。当時のコザ市の大山朝常市長は、「コザ暴動の炎は民衆の心の中に燃え上がった炎だから水では消せないんだ」と語ったと伝えられています。私たちが、民衆の決起で焼かれる側になるのか、それとも、ともに立ち上がることができるのかが迫られます。

映画では祖国復帰闘争の様子も描かれています。1959 年の米軍戦闘機宮森小学校墜落事故で教え子を亡くしたヤマコもデモ行進に参加し、シュプレヒコールを上げています。このシーンは、今も取り組まれている 5・15 平和行進に続いていると感じました。準備を進めましょう。

（近藤 和樹）

百折不撓（ひゃくせつふとう）

賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶ

年明け早々、アメリカのベネズエラへの軍事侵攻という世界中を騒然とさせるニュースが飛び込んできました。市民が米軍の軍事侵攻に歓喜の声を上げている姿が報道されていますが、マドゥロ大統領が正当な選挙で選出されていない独裁者で、自国民を圧政で苦しめていたとはいえ、何ら警告することもなく独立国に軍事侵攻し、その国の大統領を拉致する蛮行が許されて良いはずはありません。トランプ大統領は、原油埋蔵量世界一のベネズエラの石油利権の支配を明言してはばかりません。世界の西半球をアメリカの縄張りとして思うままに支配し、中国やロシアが位置する東半球への干渉や介入は控える―。第５代アメリカ合衆国大統領のジェームズ・モンローが、南北アメリカ大陸とヨーロッパ大陸間の相互不干渉を提唱したモンロー主義のトランプ版として、自ら「ドンロー主義」と称し、悦に入っています。

大国が自らの利益や勢力拡大のために、経済力や軍事力を駆使して他国や他民族を支配する「帝国主義」の復活を許してはなりません。それを許せば、国際社会の秩序は一気に崩壊します。本来ならば全世界が一致してアメリカを非難すべき大事件ですが、同盟国といわれる国々は表立った批判を避け、日本政府も明確な姿勢を示していません。高市首相は３月に訪米を予定しています。中国との対立に頭を抱える高市首相は、何とかアメリカの後ろ盾の確約を担保したいのでしょうが、日本の足元を見るアメリカから無理難題を突き付けられても拒否できず、深刻な難題を抱え込んでしまうことになるのでしょう。

本稿の表題は、1870 ～ 80 年代にドイツ帝国の初代宰相を務め、鉄血宰相の異名を持ち、ドイツ統一を果たしたビスマルクの言葉です。「歴史に学ぶ」とは、学校で学ぶ歴史上の事実だけではなく、ある事象の背景に何があるのか深く考え、過去の過ちを繰り返さぬよう思慮深く振る舞う、それが賢者であるという意味なのでしょう。対する愚者は、自分の経験の範疇だけで判断する。現代社会で言うなら偽・誤情報であろうと、YouTube や SNS など身の回りの情報だけで判断することの愚かさへの指摘なのだと理解します。

トランプは国際問題の歴史や経緯も知らないばかりか、学ぼうともしない人間なのだとつくづく思います。トランプ政権の常軌を逸した行動は、大国アメリカの民主主義の脆弱性を痛感させられます。高市政権の基盤もアメリカに依拠している以上、その脆弱性は共通です。

通常国会冒頭の解散、２月上旬の投・開票という総選挙の日程が具体的になっています。私たちは高市政権の危うさにストップをかけるためにも、主権在民という憲法理念の重さを確認し、過去の歴史に学ぶ「賢者」とならなければなりません。

（染 裕之）

1966 年 3 月 30 日第 3 種郵便物認可　毎月 1 日発行　2026 年 2 月 931 号